

平成 26 年 9 月 17 日

西宮市長 今村 岳司 様

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会

会長 中川 幾郎

平成 25 年度参画と協働の取組状況の評価について

西宮市参画と協働の推進に関する条例第 18 条及び同施行規則第 8 条に基づき、平成 25 年度の参画と協働の取組状況について、当評価委員会において慎重に評価した結果、下記のとおり報告します。

記

参画の取組状況について

- 1 意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について
- 2 意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について

協働の取組状況について

- 1 協働事業提案手続に基づく協働事業全般について
- 2 協働事業提案手続に基づく個別の協働事業について
- 3 協働事業提案手続以外の協働事業全般について
- 4 協働事業提案手続以外の個別の協働事業について

目 次

参画の取組状況について.....	2 -
1 意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について.....	2 -
2 意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について.....	2 -
(1)「第4次西宮市総合計画中間見直し（素案）」.....	2 -
(2)「西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」.....	2 -
(3)「第4次西宮市情報化推進計画（素案）」.....	3 -
(4)「西宮市スポーツ推進課計画（素案）」.....	3 -
(5)「西宮市再生可能エネルギー・省エネルギー推進計画（素案）」.....	4 -
(6)「平成26年度西宮市食品衛生監視指導計画（素案）」.....	4 -
(7)「西宮市火災予防条例の一部改正（素案）」.....	4 -
協働の取組状況について.....	6 -
1 協働事業提案手続に基づく協働事業全般について.....	6 -
2 協働事業提案手続に基づく個別の協働事業について.....	6 -
(1)障がい者ジョブトレーニング事業.....	6 -
(2)第4回いっぽにほ～心を結ぼう～事業.....	7 -
(3)誰でも食育先生による体験型食育講座（園児・保護者向け食育を楽しむ会）.....	7 -
(4)地域の安心安全は自らの手で！甲子園口ワンわんパトロール.....	8 -
(5)苦楽園・夙川キャンドルナイト事業.....	8 -
(6)(テーマ設定型)空家の実態調査及び空家活用の検討と今後の取り組み.....	9 -
3 協働事業提案手続以外の協働事業全般について.....	9 -
4 協働事業提案手続以外の個別の協働事業について.....	10 -
(1)姉妹友好都市ウィーク.....	10 -
(2)平和施策推進事業.....	10 -
(3)消費生活展.....	10 -
(4)音楽と出会うまち西宮事業「プラスフェスティバル」.....	11 -
(5)環境計画推進事業.....	11 -
(6)西宮家族会合同学習会及び保健所家族教室.....	12 -

参画の取組状況について

1 意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について

平成 25 年度に意見提出手続（パブリックコメント）を実施した 7 の案件について、西宮市参画と協働の推進に関する条例（以下「条例」という。）同条例施行規則（以下「規則」という。）及び同条例逐条解説並びに同条例運用マニュアル等の指針（以下「指針」という。）に規定された手続に基づき評価を行った。評価内容は、パブリックコメントの実施方法が適切であるか、市民が意見を出しやすい素案作りがなされているか、意見に対する回答が真摯になされているか、また修正箇所が分かりやすく反映されているかなどである。

評価した結果、パブリックコメントの実施方法については、7 件とも適切に行われている。

しかし、パブリックコメントの実施方法に差が見られる。担当課に対して、積極的に実務研修などの啓発を行うべきである。パブリックコメントにかかる計画案等の策定経緯を素案に記載し、市民目線での分かりやすい内容とする工夫が求められる。

また「意見」の件数が極端に少ないものに関しては、実施方法等に問題があるとの認識を持つ必要がある。パブリックコメントの概要版だけでも、関係者には配布・郵送していくなど「情報を公開する」という意識ではなく「共有」していくという意識が必要である。

2 意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について

（1）「第 4 次西宮市総合計画中間見直し（素案）」

【担当部署】

政策推進課

【案件概要】

第 4 次西宮市総合計画は長期的なまちづくりの基本的方向などを示した 10 年計画であるが、その基本計画について、社会経済状況の変化や各施策の進捗状況、新たな行政課題などを検証し、中間年度である平成 25 年度に必要な見直しを行うものである。

【講 評】

- ・計画策定までのプロセスや、関わった団体や市民等の記載がない。市民の参画を得て策定した過程があるのだから、パブリックコメントに記載すべきである。
- ・概要、本編ともに市民目線での分かりやすい記載となっていない。
- ・本編のページ数が多いので、目次が必要では。

（2）「西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」

【担当部署】

健康増進課

【案件概要】

新型インフルエンザの発生に備え策定している、現行の「西宮市新型インフルエンザ行動計画」を、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の規定に対応するよう改定を行うもので、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう対応するために、本計画を策定する。

【講 評】

- ・計画策定までのプロセスや、関わった団体や市民等の記載がない。本計画を策定するにあたって、専門家が入っているか等は記載が必要ではないか。
- ・何に対して「意見」を求めているのか、このパブリックコメントでは分からない。
- ・緊急事態に際し市民がどのような行動をとればよいのかが分からない。イラストを入れる、難しい用語には解説を付けるなどの工夫が必要。

(3)「第4次西宮市情報化推進計画(素案)」

【担当部署】

情報政策課

【案件概要】

「心かよう 開かれた 電子自治体」を基本理念に、本市の情報化施策の今後5年間の基本方針を示すもの。社会保障・税番号制度をはじめとする高度情報化への対応や、市民サービスの向上をはかるための組織間の連携の強化といった視点から「ICTの高度化及び分野横断的な利活用」を基本方針とするもの。

【講 評】

- ・今回の評価対象となったパブリックコメントの中では、市民が見ても分かりやすいように図やグラフを取り入れて、一番丁寧に作成されている。
- ・「意見」に対する「市の考え方」も、丁寧な印象を受ける。
- ・計画の策定過程が、パブリックコメントに盛り込まれていてよかった。
- ・数字の書き方に工夫があったほうが、読みやすかったのではないか。
- ・若い人が集まる場所にも配布していれば、「意見」の件数が増えたのではないか。

(4)「西宮市スポーツ推進課計画(素案)」

【担当部署】

スポーツ推進課

【案件概要】

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康の保持・増進や、体力の向上、さわやかな交流を促進できる環境づくりを目的として、西宮市の今後10年間のスポーツ推進の基本的な

考え方や、主な施策の方向性を示すために策定する。

【講 評】

- ・計画策定までのプロセスや、関わった団体や市民等の記載がない。
- ・計画の策定段階で、公募委員も入った審議会を設けているのだから記載すべき。記載があったほうが、この計画を市と、市民とが協力して策定してきたことが分かるのではないか。
- ・パブリックコメントを行うにあたって、市民に広く知らしめることができなければいけない。大学や、関心があると思われる部署にも配布すべき。
- ・推進・育成などの、具体性がない言葉が多く、読み辛く施策の方向性が見えない。事例が必要ではないか。
- ・障がい者のスポーツ推進については、力を入れて取り組んでいるところだが、資料の中には一文しか入っていない。もっと扱いが大きくても良いのではないか。

(5)「西宮市再生可能エネルギー・省エネルギー推進計画(素案)」

【担当部署】

環境・エネルギー政策課

【案件概要】

地球温暖化対策が喫緊の課題となっている現在、平成23年3月に発生した東日本大震災と原子力発電施設の事故を契機としてクリーンな代替エネルギーの確保、エネルギーの多様性や分散の必要性などが改めて認識されている。これらの課題を解決するため再生可能エネルギーの導入推進とともに、エネルギー消費量の総量の抑制と削減を図ることが重要である。本計画は、再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの推進について今後の方向性と具体的な施策を検討し、市民、事業者、行政の役割を明確に位置づけるものである。

【講 評】

- ・計画策定までのプロセスや、関わった団体や市民等の記載がホームページにはあるが、素案への記載がないため、記載するべきではなかったか。
- ・資料にアンケートがついているが、回収数300件を、市民の声とするには数が少ないのでは？
- ・関係団体に対して直接配布するなどの工夫があれば、もっと「意見」を得られたのではないか。

(6)「平成26年度西宮市食品衛生監視指導計画(素案)」

【担当部署】

食品衛生課

【案件概要】

食品等の生産や製造から販売までの実態、食中毒等食品衛生上の危害発生状況及び本市の特性を考慮し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施することにより、市民の食の安全安心を確保することを目的としてこの計画を策定する。

【講 評】

- ・パブリックコメントの資料を見てもどのような「意見」を求めているのか分からない。
- ・食品衛生協会から意見を聞いているようだが、それについて記載がない。
- ・事業者や関係団体へ、パブリックコメントを直接送付していればもっと「意見」があったのではないかと。毎年大きく変化がなくても、関係者には資料を送付していかなければならない。行政側に「情報を公開する制度」ではなく「共有していく制度」と意識してもらいたい。
- ・監視計画を作るプロセスが、不明。

(7)「西宮市火災予防条例の一部改正(素案)」

【担当部署】

消防局予防課

【案件概要】

平成25年8月15日に、京都府の福知山市花火大会で、露店から発生した火災により多数の死傷者が出たことを踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、「火災予防条例(例)」の一部改正があったことを受け、西宮市火災予防条例の一部を改正する。主な改正内容として、大規模な催しを主催するものに対して、防火担当者の選任、火災予防条例上必要な業務計画の策定等を義務付けるもの。

【講 評】

- ・計画策定までのプロセスや、関わった市民や団体等の記載がない。関係者に対し、説明を行っているのであれば記載すべきである。

協働の取組状況について

1 協働事業提案手続に基づく協働事業全般について

平成 25 年度は協働事業提案手続に基づき、10 件の提案があった。そのうち、提案者と担当部署が協議を行い、実施することとなった 6 件の協働事業について、条例、規則に規定された手続に基づき評価を行った。提案者と担当部署が、(1)対等関係 (2)自主性の尊重 (3)自立の尊重 (4)相互理解 (5)目的共有 (6)公開の 6 項目について自己評価を行い、当委員会はそれらを踏まえつつ協働事業としてふさわしい事業であったかどうかについて、(1)優れている (2)適切である (3)課題はあるが、ほぼ適切である (4)不十分であり改善が必要である の 4 段階で評価を行った。

6 件の協働事業について評価した結果、行政側が協働事業であることを理解し、提案者に行政としてどのようなサポートができるかを勘案し、それを提案者に理解してもらえよう働きかけが不足していると思われる。行政と、提案者が役割分担を認識し、お互いを活かせるような事業計画をたてる必要がある。また、報告書を作成する際には、事業内容や成果等を明確に記載するよう、事務局から働きかけをしていくことが必要である。

2 協働事業提案手続に基づく個別の協働事業について

(1) 障がい者ジョブトレーニング事業

【提案者】

鳴尾ふれあいまちづくりの会～和～

【担当部署】

障害福祉課・高齢福祉課

【事業概要】

障害を持った学生が就労するにあたり自分にあった就労先を見つけることができるように、地域のつどい場で就労サポートを行っていく。

【評価】

課題はあるがほぼ適切である

【講評】

- ・市担当課の協働事業としての働きかけが、足りなかったのではないかと。また、市だけではノウハウが足りない部分を、他団体と協力することで補うことができたのではないかと。
- ・報告書に記載されている事業内容の多くがイベントになっていて、これで本来の目的である就労支援が達成できているのか疑問。
- ・就労支援事業と事業名をつけるなら、継続性を考えて一過性で終わることのないように。
- ・予算的に難しいとは思いますが、担当課が事業の道筋を示してあげるように。

(2) 第4回いっぽにほ～心を結ぼう～事業

【提案者】

第4回いっぽにほ～心を結ぼう～実行委員会

【担当部署】

地域防災啓発課

【事業概要】

阪神・淡路大震災を経験した西宮市民が今一度、災害への備え、防災意識を高める事を目的として、防災啓発の講演会、ライブステージ等を実施する。あわせて震災で被災した方々への支援も行い、互いに支え合う地域社会の構築を目指す。

【評価】

不十分であり、改善が必要である。

【講評】

- ・イベントありきで、啓発に対する意識が団体側にも行政側にも少なすぎる。審査会で「両者の役割分担をしっかりと欲しい」と付帯意見をつけているのに、協働事業に対する意識があまりにも薄い。そのためかイベントの主旨は「どのようにして防災の大切さを伝え、自分の子どもを守っていくか」というところにあるが、啓発のための展示が少なすぎる。
- ・提案団体はボランティア団体として発祥し善意の団体ではあるが、協働事業として申し込んだ限りは、市担当課ときちんと話し合い、お互いの役割を理解し事業を行う必要がある。行政側からも理解への働きかけを行い、事業が遂行されるべきである。

(3) 誰でも食育先生による体験型食育講座(園児・保護者向け食育を楽しむ会)

【提案者】

武庫川女子大学国際健康開発研究所食育グループ Healthy+ (ヘルシープラス)

【担当部署】

健康増進課

【事業概要】

食育による地域住民の健康増進を目的とし、体験型食育講座を開催する。また、管理栄養士の指導のもと食育先生を養成し、食育講座に携わる。そして、この活動を通じて地域で生きがい、仲間づくり等の輪を広げていく。

【評価】

優れている

【講評】

- ・協働事業として優れており、広がりもみられている。補助金がなくなっても事業を継続してほしい。

- ・このような事業は、国でも行っていないし、市としても有益な事業といえる。

(4) 地域の安心安全は自らの手で！甲子園口ワンわんパトロール

【提案者】

甲子園口ワンわんパトロール実行委員会

【担当部署】

市民総務課

【事業概要】

犬の散歩を利用してパトロールを行い、地域の防犯力を高め、これまで地域活動に関わりがなかった住民を巻き込んで、住民の防犯意識を喚起していく。

【評価】

適切である

【講評】

- ・事業自体は良い取り組みだが、補助金の使い方に工夫があるとより良かった。今後は、独自の事業継続を望む。
- ・ポスター作成に学校と協力できたのはすばらしい。子どもたちの認知度アップに貢献できたと思う。
- ・この手のパトロールは、人間がバックを持つよりも犬にベストを着せるなどのほうが良い。のぼりを持ったり、腕章をつけたりしていないと目立たない。
- ・市の役割が疑問。広報は行き届いていたか。

(5) 苦楽園・夙川キャンドルナイト事業

【提案者】

苦楽園ストアーズミーティング

【担当部署】

環境・エネルギー政策課・環境学習都市推進課・商業振興課・観光振興課

【事業概要】

街を行き交う人の数が少なく、閉店を余儀なくされる店舗が増え、街に元気がないと感じる。街にはたくさんのいい店舗などがあるにもかかわらず、お店に行くきっかけがないため、その存在、魅力が伝わっていない。

【評価】

課題はあるがほぼ適切である

【講評】

- ・地域で出資し、主体的に盛り上げているのが良い。

- ・広報費は市の発行物に掲載してもらおうなどして、削減の努力を。
- ・協働事業としての、市の役割が報告書から見えてこない。

(6)(テーマ設定型)空家の実態調査及び空家活用の検討と今後の取り組み

【提案者】

特定非営利活動法人 西宮市マンション管理組合ネットワーク

【担当部署】

住宅政策課

【事業概要】

市内で増加している空家について、まずは地域を限定して空家の実態把握を行い、活用が出来る空家の方策検討と、廃屋に関する施策について検討する。

【評価】

不十分であり、改善が必要である

【講評】

- ・単発の事業で調査になるのか？報告書を見ると視察が多く、目的がわからない。
- ・行政と研究の仕方を検討しようとしており、政策そのものの検討のように思う。
- ・本来行政の役割だが、地域に知られる人が、掘り下げてアンケートをできたことは有益。
- ・事業の内容、活動の内容ともに協働事業としてではなく、委託として行うべき案件ではないだろうか。市と団体が、お互いに協力できていることは理解できるので、協働の仕方を検討してはどうか。

3 協働事業提案手続以外の協働事業全般について

平成 25 年度に実施された協働事業提案手続以外の協働事業のうち、当委員会において選定した 6 件の協働事業について評価を行った。提案者と担当部署が、(1) 対等関係 (2) 自主性の尊重 (3) 自立の尊重 (4) 相互理解 (5) 目的共有 (6) 公開の 6 項目について自己評価を行い、当委員会はそれらを踏まえつつ協働事業としてふさわしい事業であったかどうかについて、(1) 優れている (2) 適切である (3) 課題はあるが、ほぼ適切である (4) 不十分であり改善が必要である の 4 段階で評価を行った。

評価した結果、6 件の協働事業について、協働事業としてのプロセスを踏んでいる事業が見受けられる一方で、毎年度、定型的に実施されていて協働事業としてのプロセスを踏んでいない事業も見受けられる。

協働事業として事業を実施する際には、事業の実施のみを協働して行うのではなく、政策・企画・実施・検証・課題認識・修正といったプロセスを協働して行う必要がある。また、検証や課題認識の際には市民の意見を広く取り入れるなど、参画の手法も取る工夫が求められる。今回の

評価内容を勘案し、今後の事業実施の際には協働の手法を取り入れて、年度を重ねるごとに、事業がより進歩した内容になるよう期待する。

4 協働事業提案手続以外の個別の協働事業について

(1) 姉妹友好都市ウィーク

【担当部署】

秘書・国際課

【協働相手】

西宮スポークン姉妹都市協会、西宮・ロンドリーナ友好の会、西宮市日中友好協会、西宮ロット・エ・ガロンヌ交流市民の会、(公財)西宮市国際交流協会

【事業概要】

西宮市の姉妹友好都市である米国・スポークン市、ブラジル・ロンドリーナ市、中国・紹興市、フランス・ロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市との交流を広く市民に紹介し、市民レベルでの交流の一層の促進を図ることを目的に開催している。内容は、交流のあゆみ展、写真パネル展、記念品の展示、講演会、イベントなどを実施する。

【評価】

不十分であり、改善が必要である。

【講評】

- ・市民交流を目的としているが、新しい市民に波及できていないように見受けられる。
- ・協働団体が、独自でやる事業ではなく市と協働して行う事業であれば市としても力を入れて、「広く市民に」アピールできるようにやり方を工夫していかなければならない。
- ・大学交流センターとも連携し、大学生で第二言語としてポルトガル語や中国語を選択している生徒を巻き込めるような、新しい企画などを行政側から働きかけてみては。

(2) 平和施策推進事業

(原爆展・平和灯ろう流し・親子広島バスツアー・終戦記念日前の街頭啓発・平和非核都市宣言 30周年事業 平和啓発講演会)

【担当部署】

人権平和推進課

【協働相手】

原水爆禁止西宮市協議会、西宮市原爆被害者の会、西宮親子劇場

【事業概要】

西宮市は昭和58年、「世界中に核兵器の廃絶を強く訴えとともに平和を愛する社会をはぐくみ、築くことを誓う」ことを内容とする平和非核都市宣言を行った。戦争経験のない世代が増え、戦争・被爆体験を風化させることなく二度と悲惨な戦争が起きることがないよ

う平和の尊さを次代に継承するため、平和非核啓発活動を行う。

【評 価】

不十分であり、改善が必要である。

【講 評】

・「平和灯ろう流し」は企画段階から団体と協議しており、協働事業として実施されている事業といえるが、他の事業については市が主体となっており、協働事業とは言いがたい。協働事業として実施するのであれば、政策、企画、実行を協働して行うべき。

・関連団体がたくさんあるので、もっと関連団体に協力してもらい、実行委員会をつくる、さらに、公募の市民や学生に実行委員会に入ってもらうなど、工夫が必要。

(3) 消費生活展

【担当部署】

消費生活センター

【協働相手】

西宮市消費者団体連絡会

【事業概要】

消費者団体が学習した消費生活に関するテーマを発表することで市民の啓発を目的に開催する。

【評 価】

不十分であり、改善が必要である。

【講 評】

- ・費用負担が市に偏っている。
- ・報告書から、協働事業としての意識がうすいことに対し、問題意識を持っていると見受けられる。
- ・消費生活展で、何を訴えたいのかが報告書から見えてこない。何が問題で、何を解決するために消費生活展を行っているのか。
- ・大学生や高校生に働きかけて、西宮市の消費問題についてリサーチをしてもらい西宮市の消費者問題に特化した情報を提供するといったやり方を企画してみてもどうか。

(4) 音楽と出会うまち西宮事業「プラス・フェスティバル」

【担当部署】

文化振興課

【協働相手】

プラス・フェスティバル実行委員会

【事業概要】

西宮市内の中学校、高等学校及び社会人の吹奏楽団の演奏技術の向上と相互交流をはかるとともに、演奏会を開催し、よりひろく市民に「吹奏楽のまちにしのみや」をPRする。

【評価】

課題はあるが、ほぼ適切である。

【講評】

・子どもたちに専門的な音楽と触れ合える機会を与える事業をしているところがとてもすばらしい。参加したことのない学校に対する働きかけも、行政・団体ともに問題意識を持っており、改善が期待される。

・報告書の市の協働の課題欄に「特になし」というのはありえない。協働は常に課題があるものであり、その課題解決に向けて新しいことをしていかなければならない。

(5) 環境計画推進事業

【担当部署】

環境・エネルギー政策課

【協働相手】

環境計画評価会議

【事業概要】

環境計画の進捗、成果等について第三者的な視点で評価を行う組織。市民、事業者、専門家、行政で構成される。本市の環境マネジメントシステムが適切に運用されているかを監査するISOの外部認証機関の役割も担う。

【評価】

評価不可能

【講評】

・昨年の2回目の会議から審議会化されたということだが、1回目の内容についても参画の内容となっており、協働事業として評価を行うのは困難である。

(6) 西宮家族会合同学習会及び保健所家族教室

【担当部署】

健康増進課

【協働相手】

西宮家族会

【事業概要】

西宮家族会と合同で、精神障害者の家族に対し、精神保健福祉に関する学習会を年6回程度

開催している。また、家族同士の交流会に、西宮家族会員が助言者として参加している。

【評 価】

課題はあるが、ほぼ適切である。

【講 評】

- ・事業自体はとても良いが、講演の内容については歩み寄りが必要。市の狙いと、団体の狙いをともに解決していく必要がある。
- ・事業自体はもっと力を入れて行ってよい事業だと思う。家族会だけではなく、社会福祉協議会など他の団体とも協力して窓口を拡げていってはどうか。
- ・受け入れ態勢が多様になるように、他団体とも協働したり、家族会にアドバイス、アイデアを求めたりして、カウンセリングや救済の方法を探っていく必要がある。

評価報告書の作成経緯について

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 委員名簿

氏名	選任区分	職業等	備考
中川 幾郎	学識経験者	帝塚山大学大学院法政策研究科 教授	会長
黒木 順子	学識経験者	元西宮市家庭教育振興市民会議 議長	副会長
北川 悦久	市内で活動する団体	西宮市社会福祉協議会	委員
川東 美千代	市内で活動する団体	西宮コミュニティ協会	委員
東 朋子	市内で活動する団体	NPO 等団体と行政との協働会議 NPO 部会	委員
池野 雅一	公募市民	無職	委員
森下 真	公募市民	会社員	委員

2 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 開催履歴

回	開催日	主な内容
第1回	平成26年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の協働の取組状況一覧に掲載された協働事業の検証対象事業の選定について 平成25年度の参画の取組の検証について
第2回	平成26年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度参画と協働の取組予定について 平成25年度の協働の取組の検証について
第3回	平成26年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業提案手続以外の協働事業の検証について 平成25年度参画と協働の取組状況評価報告書(案)について